



Title	法華宗農場顛末
Author(s)	林, 善茂
Citation	北海道大學 經濟學研究, 12(2), 11-29
Issue Date	1963
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31088
Type	departmental bulletin paper
File Information	12(2)_P11-29.pdf



法華宗農場顛末

林 善 茂

The History of HOKKESHŪ-NŌJŌ, a Colonial Estate
in the North of Hokkaido.

Yoshishige Hayashi

1

法華宗は法華經を所依とする宗派であることは云うまでもないが、これに広狭三様の異義がある。その一は天台宗の別称としての法華宗であって、古くは法華宗といえば、それは天台宗のことであつた。その二は日蓮宗のことであって、鎌倉以後法華宗といえば、もっぱら日蓮宗を意味する様になった。その三は日蓮宗九派の中の一派である法華宗であって、これが最も正しい意味での法華宗である。これから述べる法華宗農場は、第三の意義での法華宗、すなわち日蓮宗の一派である法華宗に関係するものに外ならない。この宗派は、日蓮門下六老僧の一人である日朗の弟子日印を開祖とし、新潟県三条市の本成寺を総本山とするもので、明治9年一派を別立して日蓮宗本成寺派と称したが、明治31年官許を得て独立し、法華宗と改称せるものである。

北海道の北部、天塩郡幌延町上幌延にある長応寺は、この宗派に属する別格寺院として道内で最も寺格が高いばかりでなく、北海道の寺院として珍しく歴史の古い由緒のあるお寺であって、その起原は遠く室町時代の中期、文明年間にさかのぼる。道内の寺院でこれに匹敵しうるものは、本道の寺院中で最も歴史が古く、文明元年に奥尻島に於いて開基されたと伝えられる、松前家ゆかりの法源寺(松前町所在)以外にはない。すなわち長応寺は、後土御門天皇の御代、文明年間に、三河国西の郡上郷(愛知県宝飯郡蒲郡市神郷)の城主鵜殿藤太郎長将の寄進によって創立され、永正13年6月24日に長将が歿すると、長将の長とその法名応仙大居士の応をとって長応寺と号した。開基は総本山である本成寺の歴代管長4世日存上人の高弟である日蓮上人であって、開山には日寮上人が普山され、爾来鵜殿家累代の菩提寺となった。

長将の長子、鵜殿三郎長持は、今川義元に仕えてその妹を娶り、今川家の重臣として頗るおもきをなしたが、弘治3年9月11日、長持が歿するや、長持の長子、藤太郎長照が跡を継ぎ、弟、藤助長忠とともに上郷城を守った。しかるに永禄3年5月19日、桶狭間の戦で今川義元が戦死するや、岡崎の松平元康は織田信長とむすんで今川方に叛し、永禄5年2月4日、久松俊勝、酒井忠次等をして長照の守る上郷城を急襲してこれを陥れたため、長照は戦死してその二子は生擒りとなり、長忠は逃がれて駿府に走った。その後、駿府に入質となっていた元康の妻子(築山殿と竹千代、亀姫の二子)との交換によって、長照の二子も無事駿府に帰ったが、永禄12年5月6日、今川氏真が家康(元康改め)に追われて小田原に走り、今川家の没落をみるや、長照の二子及び長忠は共に召されて家康に仕え、長照の子孫は数代にして跡継がないために断絶したが、長忠の子孫は繁栄して幕府の要職につくものもあり、代々旗本として幕末に及んだ。

上郷城の落城に際して、鵜殿家の菩提寺である長応寺も兵火のために炎上し、七堂伽藍すべて烏有に帰し、旧記の類も悉く焼失した。当時、長応寺の住職は6世日翁上人であったが、あらかじめ避難せる寺宝のうち釈迦牟尼仏の木像一体のみを草庵に安置し(愛知県蒲郡市の正行院がこれであって、木像も現存する)、その他一切を奉持して江戸の日比谷に移り、一寺を建立して長応寺の法燈をかかげた。その後、竹川町に移転し、更に文禄元年には芝の伊皿子に移転し、法華本門の法陣の本山として、長応寺の由緒を継承し、永く寺運の確立を計った。こうして三河の西郡に開基された長応寺は、戦国の動乱期に武蔵の江戸に移転し、江戸時代には鵜殿家との不思議な因縁によって非常な興隆をとげ、それが更に明治の変革期には再び遠く北海道の幌延に移転することになるのであるが、それについては更に順を追って次に説明することにしてしよう。

2

長持の次子、鵜殿藤助長忠は上述の如く徳川家康に仕えたが、やがてそ

の娘おとくが家康の側室として召出され、西郡の方と称された。彼女には男子はなかったが、天正 11 年 8 月北条氏直に嫁し、氏直の死後秀吉の命によって、文禄 3 年 9 月池田輝政に再嫁した家康の次女督姫は、西郡の方の産むところである。天正 18 年小田原陥落後、家康は北条氏の跡地に移封、いわゆる関東国替となり、西郡の方も家康にしたがって江戸に下向したが、そこでおもいがけなくも実家鵜殿家の菩提寺である長応寺の法燈を守る日翁上人に再会し、仏縁の不可思議をところから喜び、深く上人に帰依した。以来、西郡の方は長応寺の大檀越として外護の念厚く、ありし日の三河西郡の長応寺の様相をそのままに七堂伽藍を寄進されたので、長応寺は俄に堂坊十余院を有する大寺院となり、鵜殿家一族の菩提寺たるはいうまでもなく、江戸の発達にともなう武家の檀信徒の増加によって、寺院の格式も著しく高まった。その結果、江戸時代を通じて、長応寺は中本寺として宗門の役寺であったばかりでなく、幕府より江戸市中日蓮門下総寺院の取締を丸山の本妙寺と交替で隔年に命ぜられ、江戸における日蓮宗関係寺院の代表的存在となった。因みに、長応寺復興の大恩人たる西郡の方は、慶長 11 年 5 月 14 日、京都に於いて死去したが、その際日翁上人は上洛して当宗本山である京都本禅寺において葬儀を執り行ない、御骨を奉持して江戸に帰山、長応寺裏に廟所を設け位牌を本堂内陣に祭って、永くその功に報いた。なお、蓮葉院日浄尊霊と記された西郡の方の位牌は、こんにち長応寺に現存している。

江戸時代の末期になって、その年月は詳でないが、近火のために長応寺の本堂が類焼したため、とりあえず御本尊を庫裏に安置して法陣を布いた。ところが安政 5 年に米・英・仏・露・蘭との間にいわゆる五カ国条約が締結されるや、各国は外交官邸を江戸に設けることになり、さしあたって江戸市中の寺院がこれにあてられ、アメリカは麻布の善福寺、イギリスは高輪の東禅寺、フランスは三田の済海寺をもってそれぞれ仮公使館としたが、長応寺もオランダ公館として使用されることになった¹⁾。そのため御本尊は庫裏から更に境内に移され、寺院としての活動も殆んど停止された。やがてオランダ公館が新築移転したため、御本尊は再び庫裏に帰り、寺院の活動も復活さ

れたが、すでに昔日の面影は失われ、檀信徒も寺院の公館借受によって信仰を中断されたため離散し、その上、維新の変革による武士階級の没落によって武家の檀信徒の多くを失ったため、明治以後、長応寺の檀家は僅かに30余戸を数えるにすぎなくなり、寺院の経営に困難を来すに至った。こうして長応寺は江戸時代の興隆にひきかえて、明治以後は極度の衰微をみるに至ったが、やがてそのことが遠く北海道に長応寺を移転せしめ、法華宗農場を開設せしめるそもその原因となったのである。

3

長応寺の第29世住職である日聰上人は俗名を山本是好といい、嘉永5年7月越中国に生れた。若くして桑門に入り、明治31年、47歳の時に長応寺住職となった。あたかもその頃、北海道国有未開地処分法(明治30年)が制定されて、資力のあるものに対する大規模な開拓地の無償付与制度が確立され、それを契機として北海道の拓殖事業が俄に盛んに行なわれ、移民の数も急激に増加しつつあったが、それにともない仏教各派の北海道における布教活動も漸く著しいものがあった。法華宗門に於いても、かねてから北海道の開教を志し、開拓地の布教にあたるべき人材を、広く宗門内に求めつつあったが、日聰上人は檀信徒を失って衰微し、且役寺としての存在意義を失った長応寺の寺運を挽回するために、これを北海道に移してその地方の役寺とし開拓地における法華宗布教の中心たらしめようと決心した。そこで明治32年に法華宗門に於いて、寺院の経営に必要な檀信徒の移住ならびに基本財産の造成を目的として、北海道天塩郡ウブシ原野に法華宗農場を開設するや、日聰上人は法華宗管長(総本山本成寺管主)日新上人の依嘱をうけて初代の農場主任となり、遠く鎌倉時代に日蓮門下六老僧の一人である日持上人が布教のために北海道に渡来した事跡を偲び、その遺志をうけついで勇躍赴任した。因みに、法華宗農場の開拓資金は、東京の長応寺敷地売却代金の外に全宗門からの寄附金をもって創立ならびに経営され²⁾、この事業が単に長応寺という一寺院の移転復興の手段であつたばかりではなく、北海道における法華宗

弘通という宗門全体の大事業として、その責任と負担に於いて遂行されたものであることが知られるのである。

明治 32 年 10 月、法華宗総本山本成寺管主古谷日新外 5 名の名儀で、天塩郡ウブシ原野に於いて国有未開地 243 万 3,498 坪を、明治 33 年から 39 年まで 7 カ年の成功期限で貸付を受け、北海道における開拓開教の第一歩である法華宗農場の創設をみた³⁾。そして長応寺住職の山本日聰が農場主任となり、現地における直接責任者として、開拓地の経営を担当することになった。日聰上人はまず農場開拓に必要な移民の招来に努力し、総本山本成寺の所在地である新潟県、日聰上人の生国である富山県及び檀家総代の出身地である宮城県各県下に於いて、それぞれ小作人の募集をおこなった⁴⁾。そして明治 33 年 5 月から 6 月にわたって、上記 3 県下に於いて募集した移民の外に、札幌付近の農家で本道の農業に経験あるもの若干を加えて、合計 95 戸を移住させたばかりでなく、更に翌 34 年にも 17 戸を補充して、総計 112 戸を開墾小作人として入植せしめ、法華宗農場の開拓事業は漸くその緒についた。因みにこれらの小作人に対する契約事項は、およそ次の如きものであった。

- (1) 1 戸に未開地 5 町歩を割当て 5 カ年に開墾すること。
- (2) 旅費及び収穫を得るまでの食料は貸付し、小屋掛料・農具・種物代は給与すること。
- (3) 開墾料として 1 反歩金 4 円を支払い、また畝下期間 2 カ年は小作料を免除するが、3 カ年目より小作料平均金壹円を納めること⁵⁾。
- (4) 割当地を墾成し、且つ貸付金を返済したものには全地の 3 分の 1 を自作地として分与すること。
- (5) 法華宗に改宗し、長応寺の檀家たること。
- (6) 農場に医師を雇聘し、移住後 1 カ年間は施薬、施療し、且つ仮学校を設けて学齡児童を教育すること。
- (7) 各自収入金額の 100 分の 1 を貯蓄し基本財産とすること。

すなわち小作人は、旅費・食料の貸付、小屋掛料・農具種物代及び開墾料の給与、畝下期間の小作料免除、墾成地の分与、医師の雇聘による施薬・

施療、仮学校による学童の教育などの保護特典をあたえられるとともに、他方に於いて、割当地の開墾、小作料の納入、貸付金の返済、積立貯蓄の実行、法華宗への改宗などの義務があったのである。他の事項はともかくとして、施薬・施療、学童教育、積立貯蓄、改宗などは、一般の開拓農場では殆んどみられぬところであって、法華宗農場の特色ともいふべき点であった⁶⁾。

4

法華宗農場の貸付面積は、上述の如く243万3,498坪で800町歩を超える大地積であったが、開拓地の状況は東西300間乃至1,000間で、南北は天塩川に沿って約5,000間の狭長な地形をなし、全体が疎密の林野に覆われて、雑草が丈余に繁茂し、蚊や虻がおびただしく、時々熊が出没するばかりでなく、北海道の更に北部であるため気候が寒冷で、6月になってもなお氷結をみる程であった。その上、6里を離れた海岸に6,70戸の天塩村がある以外には、他に全く住民は見当らず、また天塩川を丸木舟で通行する以外に、外部と連絡する交通手段はなく、道路の如きものはむしろなかった。小作人はこうした自然的並びに社会的悪条件に恐れをなしたばかりでなく、その出身県が新潟、富山、宮城などいずれも日本有数の米作地で、米食中心の食生活になれた農民であったため、雑穀食を厭い嫌うものが多く、その結果、移住早々にして帰国を強要するもの、逃亡をくわだてるものが枚挙にいとまなく、これらを統率する日聰上人の苦労は真に名状すべからざるものがあつた。

しかも入植後3年乃至5年の間は、毎年初霜、晩霜の害を蒙り、また鳥・虫・兎・鼠の被害があつて、畑地の収穫は予想の半分にも達しなかった。当時の畑作物は裸麦・稻黍・玉蜀黍・大豆・小豆・菜豆・馬鈴薯・南瓜など自給用の食料作物が大部分であつて、換金作物としては菜種が殆んど唯一のものであつたから⁷⁾、畑作物の減収は小作人にとって直接に食料の不足をもたらし、その分だけ農場に対する負債の増加となつた。そのため小作人の中には、開墾意欲を失つて怠業するものを生じたばかりでなく、前途に見切をつけて逃亡する者が続出した。その結果、入植5年後の明治38年には、小作戸

数は49戸と当初の2分の1以下に減少し、またこれら逃亡人に対する貸付金合計2万数千円は全く農場の損失となり、農場経営に大打撃をあたえた。しかも開墾畑地は貸付地の4分の1にも足りない200町歩に満たず⁸⁾、また予定されていた道路の新設も測量のみで日露戦争のために中止になるなど、悪条件がかさなって農場の衰微は極度に達し、事業の継続は到底不可能の如き状況を呈したので、さすがの日聰上人も悲観せざるを得なかった。

この様な状態であったから、開墾事業は先に道庁に呈出した起業方法の通りには到底進行せず、成功期限を1年後に控えた明治38年になっても、貸付地の大半はなお未墾のままに残されていた。そこで日聰上人は開墾遅延の実情をつぶさに具申して、成功期限の延長を再三にわたって出願したが、折悪しく長官の交迭及び関係係官の移動のために情状酌量は認められず、当局の許可するところとならなかった。その結果、明治39年に成功期限が訪れるや、貸付地のうち220町7反8畝19歩は成功検査によって部分付与を許されたが、残地590余町歩は引揚、返還を命ぜられるに至った。そればかりではなく、翌年の明治40年には、当該引揚地において小作人が伐木した木材代金をも追徴されるという、思いがけない事態すらもち上った。

しかし日聰上人の不撓不屈の精神は、この苦境に直面して決して挫折しなかった。明治40年には故郷の富山県から新たに小作人を移住させて農場再建の体制をかためたばかりでなく、山本是好の名義で新たに22町歩余の未開地の貸付を出願し、また同42年には69町歩の売払をうけて、開墾営農事業に邁進した。その上、この頃から気候がやや順調となって、畑作物の収穫も以前よりはとれるようになったばかりでなく、日露戦争のため測量のみで中止されていた新設道路の開墾が漸く着手され、更に天塩村から独立して新たに幌延村の設置(明治42年開村)が決められたこと等によって、土地の事情が漸次旧態を改めるに至ったため、それまで沈滞していた小作人が大いに活気を帯びて来たばかりでなく、希望者が他から来て農場の小作人となるものもあって、小作戸数は増加の傾向に転じた⁹⁾。これは日露戦争後の日本経済の発展が耕境の拡大を刺戟し、辺境地の開拓を促進したという、一般的事

情に影響されるところが多いが、たまたま戦後の日本国民が戦勝の榮譽に酔い人心が次第に浮華に流れるのを誡めて、明治天皇は明治41年10月に戊申詔書を發布し、国民的道義の大本を示された。日聰上人はこの詔書に深く感ずるところがあり、その趣旨を奉戴して明治42年に法華宗農場組合を組織し、みずからその組合長として規約を制定し¹⁰⁾、組合員一同協力一致して勤儉力行、もって業務の発展を誓った。因みに明治41年及び42年の両年は氣候順調で豊作、翌43年は農場開設以来の大豊作であったため、従来の氣候が全く変化したのではないかと大いに希望がもたれたが、44年以後はまたまた不順の連続であって、その前途は必ずしも樂觀すべきではなかったが、法華宗農場の経営が漸くその軌道に乗ったのはこの頃のことであった¹¹⁾。

5

これよりさき日聰上人は、住職寺である東京伊皿子の長応寺を北海道に移して、北海道開教の司監として道内一円に令すべく計画し、明治35年に移転出願して同37年に許可を受けたが、当時法華宗農場はいまだ開拓途上であって、到底寺院を維持するだけの余裕がなかったため、最初天塩村に5戸分の地所を獲得して仮建築をなし、ひとまず長応寺の法燈をかかげた。ところがその後開拓がすすんで、小作人の農業経営もやや安定し、長応寺の檀信徒たるべき余裕を生ずるに至ったばかりでなく、成功地の付与によって寺院の経営に必要な基本財産を獲得することが出来たため、明治41年に長応寺の境内地として農場内に2万1,000余坪の土地をさいて、約6千円の工費で本堂・庫裏・玄関・鐘桜等170余坪の堂舎の新築に着手した。そして5年後の大正2年に至って漸くその竣工をみたので、同年9月にはるばる越後の総本山本成寺から管長を請じて開堂入仏会を執行し、ここに長応寺は名実ともに北海道への移転を完了し、北海道における法華宗弘通の礎石は確固として据えられたのである。明治32年に日聰上人が東京長応寺の北海道移転を企図してから、あしかけ15年の歳月をすぎて漸くその夢が実現したわけであるが、そのむかし北海道開教の抱負に燃えて勇躍赴任した40代の日聰上人

も、いまは60歳をすぎた白髯の老僧とかわり、その額の皺には十数年間の数々の労苦が刻まれていたが、堂舎新築におけるその喜びは如何ばかりであったかと、そぞろに思い察せられるものがある。なお、長応寺が農場内に新築移転されてからは、天塩村の仮建築は長応寺所属の教会所として利用され現在に及んでいる。

日聰上人はかように長応寺の堂舎を建立して、北海道における法華宗布教の根拠を確立したばかりでなく、そのための手段として開設された法華宗農場の開拓事業に於いても、幌延原野開発の先駆者として社会的に種々貢献するところが少なくなく、特に学校校舎の寄附、農事の奨励、人心の教化、勤儉貯蓄の鼓吹、公課滞納の矯正等に関しては、こんにち次の如き表彰状が残されている。

北海道天塩郡幌延村法華宗農場組合

本年3月北海道天塩郡幌延村幌延第二尋常小学校校舎トシテ建物壹棟寄附候段寄特ニ付為其賞銀杯壹箇下賜候事

明治45年4月26日

賞勲局総裁従二位勲三等伯爵 正親町実正 ㊤

表 彰 状

天塩郡幌延村 山本是好

資性温厚ニシテ着実明治35年以来終始一貫信念ノ教化ニ努メ人心ヲ導キ勤儉ヲ鼓吹シ貯蓄ノ美風ヲ興シ、特ニ農業ノ発達、公課滞納ノ矯正ニ力ヲ竭ス、等其成績ノ見ルベキモノ歎カラズ、今後尚一層精励以テ其实績ヲ挙ゲベシ、茲ニ別紙目録ノ通り授与シ以テ其功劳ヲ表彰ス

明治45年8月18日

北海道庁増毛支庁長従六位勲六等 山口正長 ㊤

目録 銀杯三ツ組

表 彰 状

北海道天塩郡幌延村 山 本 是 好

夙ニ法華宗農場ノ経営ニ努力シ人心ノ感化、民風ノ改善ニ努メ産業ヲ契励シ、農事ノ改良ヲ促シ、又小作人ヲ愛撫シ、勤儉貯蓄ヲ励行セシムル等、斯業ノ啓発ニ貢献スル所鮮カラズ、由テ別紙目録記念品ヲ贈与シ茲ニ之ヲ表彰ス

大正4年9月7日

天塩物産共進会長北海道庁留萌支庁長從六位勲六等

定 達 儀 国 ㊤

目録 置時計一台

こうして日聰上人の素志である開拓開教の目的は、法華宗農場の墾開と長応寺の落成によって、一応遂げられたといってもよかった。そこで大正4年の秋に、日聰上人は長応寺住職及び法華宗農場主任の地位を辞任し、一切の経営を後任者に譲って隠退した。その際、総本山本成寺の法華宗宗務所へ引渡された物件は、長応寺関係では境内21,000余坪、本堂・庫裏・玄関・鐘楼等170余坪、外に本尊・仏具・什物等、また天塩市街地550坪、建物1棟、本尊・仏具等であり、更に農場関係では所有地357町歩余(内100町歩余は未開地)、在住小作人67戸、倉庫1棟15坪、物置1棟12坪、その他農具等であつて、宗門当局に対する日聰上人の功績が、物質的にも甚だ偉大なものがあつたことが知られるのである。

なお隠退後の日聰上人は、長応寺の御隠寮に於いて悠々自適の生活を送っていたが、大正8年火災のために長応寺の堂舎が全焼するという事故が発生し、その責任を負って後継住職が辞任するという思いがけない結果になったため、日聰上人は再び長応寺住職及び法華宗農場主任の地位に復帰し、その後の経営にあたらねばならないことになった。そしてそのことが、やがて法華宗農場の運命にも大きく影響することになるのであるが、次に法華宗農場のその後の変遷について、みてみることにしよう。

6

既述の如く、法華宗農場における農場と小作人との契約条項によって、5カ年の期限内に5町歩の割当地の全部を開墾し且つ貸付金の全額を返済したものに對しては、割当地の3分の1を自作地として分与するという約束であつたが、実際には年限内に開墾を完了したものが殆んどなかったばかりでなく、2分の1を開墾したものすらなく、せいぜい割当地の3分の1を開墾したにすぎなかった。その結果自作地を分与されたものは例外的で¹²⁾、殆んどが純小作人の地位に甘んぜざるを得なかったばかりでなく、収支の不均衡から年々農場に対する借金がかさんで、到底返済の見込がないために逃亡する者が少なくなかつた。当時、小作人の農産物販売及び必需品の購入は、すべて農場の商業部を通じて行なわれていたため、小作農家の赤字はそのまま農場に対する負債の増加となつたのである。農場の商業部は日聰上人の甥にあたる山本熊太郎¹³⁾がこれを担当し、長応寺のかたわらに店舗をかまえてもっぱら売買取引の事業に従事したが、その取引先は概ね小樽港であつた。なお第1次世界大戦の好況時には、主作物である馬鈴薯を加工するための施設として、農場の直営で澱粉工場をおこした。大戦中には海外需要の増大による澱粉価格の高騰によって、小作農家の経済が好転したばかりでなく、農場自体も非常な利益をあげることが出来たが、戦後の反動が訪れて澱粉価格が急落すると、小作農家も農場も共に深刻な打撃をうけた。小作農家の負債の増大、小作料の滞納はそのまま農場の赤字の累積となり、農場経営は未曾有の危機に遭遇した。その上、大正8年の火災によって長応寺の堂舎が全焼するという不幸に見舞われたため、その復旧のために多大の経費を必要とした。

大正9年に長応寺住職及び法華宗農場主任に復歸した日聰上人は、差當つてこれらの問題の解決にあたらねばならなかつたが、農場の負債整理及び堂舎再建の費用を捻出するために、やむなく長応寺の基本財産である農場を処分することに決心した。その結果、法華宗農場は大正12年に長応寺の手

を離れて、戦争中の木材景気で財をなした、天塩で木材業を営む小樽の商人山本条太郎に売渡された。明治32年に法華宗農場が開設されてからちょうど25年目のことであって、農場経営に半生をささげた日聰上人はもとより、苦楽をともにして来た小作人一同にとっても、感慨ひとしおに深いものがあった。

大正12年8月、法華宗農場の売却譲渡に際して、日聰上人に対する景慕と感謝の気持がおのずから高まり、小作人を中心に天塩郡内の有志が相談して、日聰上人の功績を永久につたえるための記念碑を、長応寺の境内に建設した。記念碑は高さ1丈余、幅1尺5寸の御影石でつくられ、その表面には歴代北海道庁長官中에서도特に拓殖に熱心であった第16代宮尾舜治長官の筆で、「長応寺日聰上人開拓功績之碑」と大書され、また裏面には本道政界の重鎮で道北方面を選挙区とする東武代議士の撰並書で、次の如き文章が漢文で刻まれているが、便宜上仮名まじり文に書き改めると以下の通りである。

「法華宗長応寺日聰上人山本氏は是好と称し、嘉永5年7月越中国に生れ、少くして桑門に入り累進して権大僧正に陞る。明治32年管長に囑されて来道し、法華宗農場を天塩国幌延原野に予定し、翌年5月農民百十余戸を移して之を拓く。幌延の開拓は実に茲を権輿とす。是時に当り、榛莽鬱葱として熊羆出沒し、壑闢之苦真に名状すべからず。しかれども師は屈せずして鼓舞奨励太だ努め、且つ農場組合を設けて勤儉貯蓄、協力一致の美風を興し、41年に至りて墾了す。嗣後小学用地及び校舎を寄附して教育に資し、伽藍を新築して教化に努むる等功勞尠からず、官屢々表彰す。大正4年農場350町及び長応寺堂舎を完整して其任を辞す。功成り名遂げ、衆生を沢潤するものというべし。今茲に天塩郡内の有志胥謀りて碑を樹て功を彰さんと欲し、文を予に囑す。是に於いて予すなわち要を撮りて之を勒し、石に負して以て其徳を不朽に伝うとしか云う。

大正12年8月上諭

衆議院議員勲四等 東武撰並書」

法華宗農場は消滅しても、幌延原野開拓の先駆者としての日聰上人の偉

大な功績は、この碑の存するかぎり永久につたえられて、朽ちることはないのである。

7

こうして日聰上人の創設経営された榮譽ある法華宗農場も、他の多くの農場と同様に大戦後の不況を乗切ることが出来ずに、天塩の木材業者山本条太郎の所有となった。山本はむろん収支の償わぬ農場経営そのものを目的としたわけではなく、約 100 町歩の農場未開地に生育せる林木が目的であったが、あたかも大正 12 年 9 月の関東大震災によって木材価格が高騰せるため、非常な利益をおさめることが出来た。したがって木材伐採後の農場経営については、あまり執着がなかったばかりでなく、収益の上らぬ農場を維持することは、かえって負担を要することであったため、大正 15 年 5 月農林省令によって自作農創設維持補助規則が制定されると、早速この制度を利用して農場を小作人に分割譲渡し、自作農化を計った。その結果、小作人は土地買入のために融資された政府資金を、年利 4 分 8 厘（但し 1 分 8 厘は政府補助があるので実際は 3 分 5 厘）、1 年以内据置、24 年元利均等償還で返済することになったが、大部分は殆んど 10 年位の間に皆済し、昭和 10 年頃には完全な自作農として独立することが出来た。因みに、農家戸数は大戦中の好況時には一時非常に増加したが、戦後の不況時には再び減少して、解放時には 7, 80 戸位となった。自作農になってからは余り出入はないが、現在はその頃に比べると幾分戸数が減少し、反対に経営面積は増大している。中層農家では約 10 町歩位を経営し、その中の 3 分の 1 位は原野であって、かつて畑地であったところも多く牧草地にかわり、普通畑地は 2 分の 1 位にすぎない。これは農家の経営形態が穀菽経営から酪農経営に転換したためであって、昭和 12, 3 年頃から乳牛飼養が行なわれ、戦時中には余り著しい発達はみられなかったが、戦後急速に酪農が普及し、それにともない農業経営は漸次安定度を増大しつつある。

法華宗農場の売却処分によって、長応寺は基本財産の大部分を失い、境

内地の周辺に若干の山林・畑地を有するにすぎなくなった。しかも大正8年の火災によって、大正2年に落成した堂塔伽藍は全焼の憂目にあったが、檀信徒の外護のもとに再建、復旧され、現在はその規模及び美観の上からいってまだ往年のそれに遙かに及ばないが、宗門名誉の聖跡寺(別格寺院)であるという檀信徒一同の誇りのもとに、そのむかし東都にあった七堂完備の道場を願望しつつ信心結集し、菩提寺擁護に精進しつつある。芳荷山長応寺の現況は、山林6町7反2畝25歩、畑地2反9畝3歩、境内1,097坪、本堂51.45坪(寺院造、鉄板葺)、庫裏52.50坪(平屋造、鉄板葺)、外に渡り廊下、鐘樓堂、表玄関等であって、一見ささやかな田舎寺院にすぎないが、寺宝として法華経御絵像(八軸、天文14年長応寺開祖時代の作、鸛殿家寄進)、日蓮上人御真筆本尊、日蓮上人御染筆一幅、日朗上人及び門祖上人御真筆本尊など、本道の寺院には珍らしい由緒ある品々を秘蔵し、境内の「日聰上人開拓功績碑」とともに、聖跡寺たるにふさわしいものがある。

因みに、日聰上人は昭和2年に長応寺住職から一躍して、越後の総本山本成寺の管主となり、法華宗管長に就任されたが、これは北海道の開拓、開教における日聰上人の偉大な功績が認められたためであるが、同時に宗門内における別格寺院としての長応寺の特別の地位を物語るものということが出来る。法華宗管長に就任当時、日聰上人はすでに76歳の高齢であったが、在任2カ年にして病を発して隠退し、その後しばらくは弟子が住職をしている越後国南蒲原郡漆山村久福寺の御隠寮に於いて病を養っていたが、昭和6年5月1日80歳にて遷化された。日聰上人の死後、舟崎泰順師が長応寺第31世住職となって、昭和6年から24年まで在任し、次いで北村舜雅師が第32世住職となって、昭和24年から32年まで在任し、更に昭和32年以来菅田敬信師が第33世住職として赴任され、現在に及んでいる。

8

以上は、法華宗農場開設の由来から消滅過程にいたるまでの顛末を、長応寺所蔵の古文書を中心として、関係史料及び古老からの聞書にもとづいて

論述せるものであるが¹⁴⁾、最後に法華宗農場消滅後の影響について一言して、本稿を終ることにしよう。

上述の如く法華宗農場は消滅したが、数十戸の農民が開拓された農地に根をおろして営農にいそんでいるばかりでなく、法華宗布教の拠点として長応寺が儼然として存立していることは、日聰上人の開拓、開教の素志が二つながら遂げられ、農場開設の目的が果されたことを物語るものに外ならない。ただ長応寺の基本財産として、その小作料をもって寺院維持の一助とすべき農場が、中途にして他人の手に渡ったことは、当事者としては甚だ遺憾であったにちがいないが、しかしこれは他の多くの農場におけると同様に、日本の資本主義の発達過程における地主的土地所有の限界を物語るものであって、いわば運命的なものということが出来る。そればかりでなく、結果的にみると、それがためにいち早く解放されて自作農となり、農地改革よりも更に20年も前から、独立自作農として農業経営の充実を計ることが出来たことは、かえって幸なことであった。

かかる根本的な影響の外にも、農場の施設でいまなお有形無形の影響をもたらしているものが少なくない。たとえば、法華宗農場が消滅しても、法華という名称がそのまま字名として残り、旧農場地域が村内の行政区劃として利用されているが如きは、それである。もっとも、農地改革後は字名改正によって、法華から上幌延に改められ、その区域も上幌延及び南上幌延の2部落に分割されたが、両者を併せると旧農場地域に合致し、村内行政区劃に対する影響は依然として認められるのである。また農場が小作人子弟の教育のために開設した仮学校が、幌延町における教育施設の濫觴をなし、それがやがて幌延簡易教育所から更に幌延第二尋常小学校となり、現在は上幌延小学校として管内の教育に重要な役割を果たしていることも、見逃すことは出来ない。更に、長応寺の境内に守護神として祀られ、農場小作人の氏神としての役割を果たしていた諏訪神社が¹⁵⁾、現在では小学校のかたわらに移転されて、上幌延全体の鎮守となっていることも、顕著な事実である。そればかりでなく、日聰上人が小作人の指導教化のために組織した法華宗農場組合は、農場

の消滅とともに解体したが、勤儉力行、協力一致の気風は今なお地域の住民に浸透し、村落生活を特色づけているのである。かように法華宗農場は消滅しても、その影響は物心両面に於いて、今なお少なからず認められるのである。

法華宗農場の歴史は、片々たる一地方史的事実にすぎないが、明治の中期から大正にかけて、日本資本主義の発達にともなう耕境の拡大によって、北海道の未開地が開墾されて新たに農村部落が形成される過程を、具体的に物語る貴重な事例の一つということが出来るのである。

- 1) 清沢 洸：日本外交史 (上巻)，89 頁。
- 2) 投資総額 29,712 円，すなわち約 3 万円の巨額に達する。(法華宗農場，北海道農場調査)
- 3) 農場の位置は正確にいうと，天塩郡ウブシ原野東 4 線乃至 11 線，北 5 号乃至南 4 号の間にあった。
- 4) 明治 43 年現在小作人 73 戸の出身県は次の通りである。
宮城県 30 戸，富山県 15 戸，新潟県 8 戸，その他 20 戸 計 73 戸
- 5) 小作料は地味の如何により，1 反歩に付 50 銭乃至 1 円 50 銭の範囲内に於いて，年々多少の加減をなして徴収したが，明治 40 年乃至 43 年における実績は次の通りである。

年 度	1 等 地	2 等 地	3 等 地	4 等 地	5 等 地
	円				
40年迄	0.750	0.625	0.500	0.375	0.250
41 年	1.000	0.830	0.660	0.500	0.330
42 年	1.200	1.000	0.800	0.600	0.400
43 年	1.500	1.250	1.000	0.750	0.500

備考 小作料は全作物の収穫 4 分以上減収の時 1 割を減じ，5 分以上は 3 割以下を減ずる。

- 6) 因みに，医療部面は医師平邑佐太郎が担当し，教育部面はその息子である平邑太輔が担当した。なお筆者の演習に参加せる経済学部 4 年目平邑昭弘君は奇しくも太輔の孫に当たる。
- 7) 明治 42 年現在における法華宗農場の農作物作付及び収穫状況は次の如くである。
(法華宗農場，殖民公報第 56 号)

作物	作付反別 (町)	収 穫 高 (石)	価 格 (円)	反 収 (石)
菜 種	33.53	293.7	2,349.77	0.877
裸 麦	27.95	249.4	1,620.97	0.863
稻 黍	30.62	346.6	1,559.70	1.133
小 麦	11.68	75.8	606.70	0.648
蕎 麦	13.54	144.1	576.36	1.068
菜 豆	9.56	90.6	453.00	0.953
大 豆	2.67	15.8	87.06	0.589
小 豆	1.38	6.2	40.28	0.942
豌豆	3.02	27.9	153.36	0.920
燕 麦	8.93	280.5	645.03	3.155
玉 蜀 黍	3.13	33.8	152.23	1.090
裸 燕 麦	7.68	75.2	263.27	0.979
馬 鈴 薯	18.66	5,792俵	2,027.02	31俵
南 瓜	4.66個	17,939個	727.86	389個
そ の 他	4.70		113.40	
計	182.67		11,276.08	

これらの中で販売するものは、菜種・小麦・燕麦等で、他は概ね自給用であった。

- 8) 移住当年より明治 38 年に至る年次別開墾反別は次の如し。

33 年 36.5419 町, 34 年 28.9020 町, 35 年 40.7506 町, 36 年 27.3006 町,
37 年 14.8522 町, 38 年 14.3514 町 合計 162.7128 町

- 9) 明治 38 年から 43 年に至る小作戸数は次の通りであって、この期間に於て小作戸数は略 5 割の増加をみた。

明治 38 年 49 戸, 41 年 61 戸, 43 年 73 戸

- 10) 組合規約は次の如くであって、農事関係ばかりではなく、生活の万般にわたって詳細に規定している。

1. 組合員は毎年 4 月及 11 月の 2 回各分組合限り会同し、農事改善の方法及修身齊家の談話をなし、兼て本規約実行の方法を協議し、教師教員を招聘して本項の講話又は国家の法令及宗教談を聴取すること。
2. 組合員は適宜申合せ共同して若干の畑地を耕作し該収穫物を売却し悉皆貯金すべきものとす。若し共同耕作に加入し能はざるものは収穫同額の金員を貯蓄すること。
3. 組合員は分に応じ養鶏・養豚・養蚕をなすこと。
4. 組合員は納税其他期限ある納金及届書等は必らず期日前組長に取扱を依頼すること。
5. 組合員の児童学齢に達したるときは必ず就学せしむべく、若し貧困の為め能はざ

るものある場合には分組合限り相互補助して就学せしむべきこと。

6. 組合員は集会会同等平素時限を厳守し遅参せざること。若し事故ありて不席するものは前以て届出づる事。
 7. 組合全体の利害に関する事件は組合長の指揮に依り組合員は共同一致の行動を採ること。
 8. 組合員は徳義を重んじ親睦を篤ふし互に注意忠告して本規約の励行に努むる事。
 9. 組合員は約束を重んじ些事と雖も違約せざる事。
 10. 官公署より農具及選種其他農事改良等指示せられたるときは奮て之が励行を期すること。
 11. 組合区域内に実業其他有益なる講話等あるときは必ず会同すること。
 12. 組合の父兄は其子弟 15 歳に達せば本農場青年会に加盟せしむる事。
 13. 毎月第 2 日曜及大祭日並に左の日を休日と定め組合員一同休業する事。1 月 15 日 16 日, 2 月 15 日, 3 月 3 日, 4 月 15 日, 5 月 5 日, 6 月 15 日, 7 月 7 日, 8 月 15 日 16 日, 9 月 9 日, 10 月 2 日, 11 月 13 日。但し農期間中は休日を伸縮することあるべし。
 14. 祭礼仏事新年 3 箇日及び天長節の外昼間飲酒を為さざる事。
 15. 組合員は元日及天長節には学校へ会同し互に祝賀を述べる事。
 16. 組合員は組長の勞に酬ゆる為め各戸 1 箇年 1 日の勞力を自食無料にて補助すること。但し都合に依り金 50 銭を以て勞力に換ふることを得。
 17. 組合員中 1 箇月以上病尊に在り為めに一家の農業に妨げあるときは該分組合限り勞力の補助をなすこと。
 18. 組合の戸主死亡したるときは全組合各戸より金 10 銭の香資を贈り成るべく会葬すべく家族の死亡には分組に限り之を為す。但し 2 歳未満の小児は此限にあらず。
 19. 冠婚及祭礼等には互に訪問するも金銭の贈答酒食の饗応をせざる事。但し親戚縁者は此限にあらず。
 20. 本組合区域内の道路橋梁は組合員に於て各受持を定め年 2 回以上掃除を為すべき事。
 21. 農家は農期間他出又は出稼を為さざる事。
 22. 冒險的事業を為し若くは之に加入せざる事。
 23. 組合員は衛生に意を用い火防に留意し一朝事あるときは相互救済すること。
- 以上の内容から、組合規約は他農場における農場規則に相当するものであることが知られる。
- 11) 創業以来 42 年までの収支は次の如くで、初めは本成寺からの出資金で経営したが、その後は概ね小作料その他の収入をもって経営を自立することが出来るようになった。

年度	収入 (円)	内 訳	支出 (円)	内 訳
33	18,982	本成寺出資及樹木代	16,929	創業費,貸出金,開墾料,給与金
34	16,084	本成寺出資,雑収入	15,708	貸付金,開墾料,商業部資金
35	11,009	本成寺出資,木代.	10,297	貸付金,開墾料,損失金,給料
36	7,576	本成寺出資,返金	7,576	同 上
37	3,058	小作料,返金,出資	5,390	貸出金,給料,開墾料
38	3,058	小作料,返金,出資	3,058	事業費,事務費,損失金
39	3,282	小作料,返金,借入金	3,282	開墾料,道路橋梁,事務費
40	3,759	同 上	3,759	事業費,事務費,貸付金,公課
41	4,719	小作料,返金,雑収入	5,719	開墾料,排水費,貸付金,公課
42	3,790	小作料,返金,借入金	3,998	地所買入,返金,公課

- 12) 明治 43 年当時における自作分与地は僅かに 12 町 25 歩にすぎない。(法華宗農場, 殖民公報第 56 号)
- 13) その息子が現在幌延郵便局長をしている山本健治氏である。
- 14) 本文中に記載せるが如く, 長応寺は開基以来 3 度の火災に遭い, ために古文書の類も殆んど焼失したが, 「芳荷山長応寺由緒」及び「法華宗農場経営の概略」の 2 書は, 今日残存して多く参考に値する。特に後者は, 日聡上人が長応寺住職隠退後, 御隠寮に於て, 大正 12 年開拓功績碑の建立に関し, みずから執筆されたもので, 法華宗農場に関する根本史料として最も信頼しうるものである。また殖民公報第 56 号 (明治 43 年) に「法華宗農場」と題する一篇あり, また北海道農場調査 (大正元年現在) にも「法華宗農場」の項があつて, その概略が記載されている。なお長応寺と密接な関係を有する鶴殿家については, 「寛政重修諸家譜」の 782 巻及び 1187 巻に詳述されている。筆者はこれらの諸書を渉猟せる以外に, 上幌延居住の旧小作人斎藤三代治等からの聴取によって, 本稿を成せるものである。なお調査研究の過程において, 長応寺住職菅田敬信, 上幌延小学校長遠藤九十九, 幌延郵便局長山本健治, 東京桐カ谷長応寺 (蓮光寺改め) 住職松吉宗厳, 東京青山持法寺住職法華宗々務総長村上日宣, 三菱経済研究所調査役山口哲夫の諸氏の御協力を得, 更に北海道教育委員会及び北海道警察本部の御世話になったことを, 特記しなければならない。
- 15) 三十番神を守護神として祭るのは, 日蓮門下の常であるが, その三十番神の一つに諏訪神社がある。それで日聡上人は法華宗農場の守護神として, 長応寺の境内に諏訪神社を祀ったのである。御神体は日聡上人染筆の題目及び三十番神である。